

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課	電話番号: 03-5253-8506 e-mail: g.HOB_JSK@mlit.go.jp
評価実施時期	平成23年2月7日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的 高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○規制の内容 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならないこととする。</p> <p>○規制の必要性 ・目標と現状のギャップ 高齢者の居住の安定確保のためには、高齢者が自らの居住に適した住まいを判別しやすくすることが必要であるが、現状では、高齢者の居住に適した住まいとそうでないものを判別できないため、高齢者の住まいの合理的な選択が阻害され、高齢者の居住の安定が確保できていない。 ・原因分析 これは、高齢者の居住に適した住まいである旨の名称の使用について、なんら制限がないためであると考えられる。 ・課題の特定 このため、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅及び有料老人ホームについての登録制度を創設し、本登録住宅である旨の名称の使用に一定の制限を課す必要がある。 ・規制の具体的内容 登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律 (名称の使用制限) 第十四条 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。
想定される代替案	代替案1: 登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称の使用について、本規制を設けない。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	登録住宅でないにもかかわらず、登録住宅である旨の名称を使用する必要性はなく、そのような行為は通常行われないと考えられるため、本規制を遵守するための費用はゼロであると考えられる。	遵守費用は発生しない。
(行政費用)	登録主体である都道府県知事は、必要に応じて、名称の使用制限違反に関する事実を確認することとなるが、この行政費用は僅少である。なお、本施策により発生する行政費用は、トラブル件数の変化により変わらうこと、各都道府県ごとに異なりうることから、定量化又は金銭価値化することは困難である。	行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段なし。	登録住宅以外の賃貸住宅及び老人ホームについて「登録サービス付き高齢者向け住宅」又はこれに類似する名称が使用され、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた賃貸住宅又は有料老人ホームに入居を希望する高齢者に、無用の混乱を生ぜしめることとなり、社会的な費用が発生することとなる。なお、高齢者に生ずる「無用の混乱」を、定量化又は金銭価値化することは困難である。
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	登録制度の信頼性が確保され、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定の確保に資することとなる。なお、居住の安定の確保により得られる便益については、定量化又は金銭価値化することが困難である。	特段なし。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>① 当該規制案における規制の効率性 僅かな行政費用が発生するものの、本規制案によって得られる高齢者の居住の安定確保という便益は不可欠のものであるため、便益が費用を大きく上回るといえる。なお、上述のとおり、行政費用及び便益を定量化又は金銭価値化することは困難であるため、定量的な比較は困難である。</p> <p>② 代替案1における規制の効率性 登録住宅以外の賃貸住宅及び老人ホームについて「登録サービス付き高齢者向け住宅」又はこれに類似する名称が使用される恐れがあり、無用の混乱を生ぜしめることとなり、社会的な費用が発生することとなるものの、既述のとおり便益は発生しないため、費用が便益を上回るといえる。</p> <p>③ 当該規制案と代替案1との比較 ①②より、高齢者の居住の安定確保の観点からは、本案の方が、代替案より効率性が高く、優れている。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特段なし	
レビューを行う時期又は条件	<p>・平成29年度に事後検証シートにより事後検証を実施(「規制の目的、内容、必要性等」欄③の指標が業績指標として設定された場合は、平成28年度政策チェックアップ(平成29年度実施)において事後評価を実施)。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p> <p>・法附則第9条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新高齢者居住安定確保法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。</p>	
備考	本規制案によって、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅のみがその旨の名称を使用することにより、高齢者が登録住宅を判別できるようになり、高齢者の居住の安定が確保され、政策目標である「1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」の達成に大きく貢献する。	